

# 平成31年度 東京都立大崎高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

平成31年4月1日

校長 決 定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

### (1) いじめを生まない、許さない学校づくり

在り方・生き方の授業、生徒会による主体的な取組への支援などを通じて、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するよう促す。

### (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す

いじめられた生徒からの情報やいじめの徴候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を支援する。

### (3) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

### (4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、生徒をいじめから保護する。

また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

## 2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念に基づき学校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

ア、設置の目的

いじめ問題に組織的に対応するため、学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に所掌する「学校いじめ対策委員会」を設置する。

イ、所掌事項

- 1、いじめの防止のための啓蒙的指導の立案・実行を行う。
- 2、いじめが発生した場合、速やかに解決のための方策を協議し、実行する。

ウ、会議

年に5回（年度初め・7月・前期終了時・12月・年度末）会議を行い協議する。

エ、委員構成

学校長・副校長・主幹・生活指導主任・学年主任・養護教諭

(2) 学校サポートチーム

ア、設置の目的

複雑化・多様化したいじめ問題に対応するため、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、「学校いじめサポートチーム」を設置し、いじめ問題行動への効果的な対応と未然防止を図る。

イ、所掌事項

いじめ防止対策・生徒指導と発生したいじめ問題の速やかな解決のための方策の検討を行う。

ウ、会議

第1回：平成31年 6月24日（月）

第2回：平成31年11月19日（火）

第3回：平成32年 2月10日（月）

エ、委員構成

学校運営連絡協議会協議委員（保護者会代表2名、地域住民代表1名、地域関連機関1名、民生委員1名、保護司1名）

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア、全校集会の実施による「いじめは絶対に許さない」という雰囲気醸成

いじめは絶対に許されないという雰囲気醸成を行うため、全校集会における管理職・生活指導部の講話を通じて、いじめは絶対許されない行為であることを、通年で全生徒に周知する。

イ、教員の指導力の向上

教員の指導力の向上を図るため、年3回いじめに関する校内研修を実施し、いじめ未然防止に関わる取組を確実にできるよう、教職員の資質の向上を図る。

ウ、生徒との人間関係の構築と早期の声掛け

未然防止のための生徒への働きかけとして、全教員が生徒との人間関係の構築を図り、いじめ問題を抱えた生徒に対し、担任を中心とした早期の積極的な働きかけを行っていく。

エ、全校集会とHRを通じた道徳教育と人権教育の実施

道徳教育や人権教育を実施して、いじめに向かわない態度・能力を養成するため、

月1回の全校集会での教員による道徳講話を行い、年3回のHRを通じて自他を尊重する人権教育を実施する。

オ、いじめに関する授業の実施

『現代社会』の授業において、いじめ問題に関する教材を使用し生徒に対して、いじめ根絶の態度を養成する。

(2) 早期発見のための取組

ア、スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーによる1年生対象の全員面接、全学年生徒対象の年3回の担任による個人面接を実施し、早期にいじめの実態把握を行う。スクールカウンセラーによる保護者へのフィードバックや、生徒がスクールカウンセラーに相談しやすい体制を整備する。

イ、サイト監視情報への速やかな対応

関係機関との連携による学校非公式サイトやSNS等の監視情報等に対し、速やかに対応する。

ウ、生徒生活実態調査による把握

生徒生活実態調査に基づいた校内研修を実施する。

エ、外部関係機関との連携による情報収集を行う。

オ、HRや授業、校内巡回等を通じた生徒の監察を実施する。生徒が発する小さなサインを見逃さないように、生徒の心の変化に思いやる丁寧な観察を通じて生徒理解を深める。

カ、拡大学年會を定期的に関き、いじめに関する生徒情報の共有化を図る。

(3) 早期対応のための取組

ア、組織的で迅速な対応

いじめを発見した場合に特定の教員が一人で抱え込まず、学校いじめ対策委員会を核として組織的な対応を行う。指導方針を共通理解した上で、役割を分担し迅速な対応に当たる。

イ、生徒の安全の確保

いじめられている生徒やいじめを伝えた生徒の安全を確保する。

ウ、安心感をもたせる指導

いじめられた生徒に対しては絶対に守るという学校の意思を伝え、心のケアとともに、学校生活の中での安全確保を図る。いじめの内容やつらい思いなどを親身になって受け止め、安心感をもたせる。

エ、スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーを活用した被害生徒への対応を図る。

オ、毅然とした指導

加害生徒への毅然とした組織的・継続的な指導を実施する。

カ、HRでの指導

いじめを見て見ぬふりをしていた生徒又は行動に移せなかった生徒が、いじめを自分の問題として捉えられるように、HR等で指導を行う。

キ、個人情報保護

いじめの事実関係の把握には正確かつ迅速に取り組むが、個人情報の保護に注意を払う。

ク、関係機関との連携

児童相談所等の関係機関との相談・連携を図る。

ケ、警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある場合の事案については、警察への相談を行う。

コ、保護者会との連携

いじめ対策保護者会を開催する。

(4) 重大事態への対処

ア、被害生徒の保護

いじめられた生徒の安全を速やかに組織的な対応で確保し、学校いじめ対策委員会と学校サポートチームを活用した対策を協議する。

イ、実態調査の実施

重大事案に関わる事実関係を明確にするため、関わる全ての生徒に対して調査を実施する。

ウ、スクールカウンセラーの活用

被害生徒に対するスクールカウンセラーによるケアを行う。

エ、加害生徒への懲戒

加害生徒への懲戒等厳格な指導を行う。

オ、東京都教育委員会との連携

中部学校支援センターへの報告と連携を速やかに行う。

カ、法令に基づいた指導

いじめ防止対策推進法に基づく対応をとる。

5 教職員研修計画

(1) 年3回、教職員の研修を実施し、いじめ問題についての教職員の認識を深めるとともに、いじめ問題に対応する力を高める。

1回目：いじめに対する組織対応

2回目：保護者・地域との関連した対応

3回目：人権意識に基づいた対応

(2) いじめ問題に関する外部の研修に各教員が積極的に参加し、他校のいじめ対策について情報収集するとともに、専門家によるいじめ解決方策について情報を得る。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校新聞を利用し、いじめ問題についての保護者への啓発及び保護者との連携の強化を図る。

(2) 保護者会を利用し、保護者から生徒の抱えるいじめ問題についての情報を得る。

(3) いじめの被害者と加害者双方について、スクールカウンセラーによる面談を行った上で、速やかな問題の解決を図る。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) スクールサポーターと密に連絡を取り、警察との情報の共有化を図る。
- (2) 地域住民・地域の児童館・児童相談所との連絡を密にし、情報収集を積極的に行う。
- (3) 特に被害が重度の場合は、犯罪行為の該当の有無等、警察へ速やかに相談する。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校運営連絡協議会が行うアンケートにおいて、「学校はいじめを生まない学校づくり、いじめを許さない学校づくりに適切に取り組んでいる」という点について生徒・保護者・教職員の調査を行い、検討する。
- (2) 学校評価の結果や学校連絡協議会及び学校サポートチームでの意見を受け、いじめ対策委員会による協議を行い、いじめ防止・根絶に向けての方策について改善を図る。
- (3) 前年度末の委員会総括を基に、年度ごとに対策を検討し実行する。